

ひとふでのしゅちょう
一筆の主張

日頃の思いを川柳や詩で伝えてみませんか？

資格：

県内に在住の障害がある方

期間：

平成30年10月1日～11月15日まで

応募点数：

川柳は1人3句まで / 詩は1篇まで

応募方法：

郵送・ファックス・メール・電話で受け付けます。

※電話での受け付けは視覚障害の方のみ

※チラシ裏面の応募用紙以外でも応募できます。(様式は問いません)

氏名(ふりがな)・連絡先電話番号・障害名

※本名をふせたい方は、公表氏名(ペンネームなど)をお知らせください。

結果発表：

第29回障害者の主張大会の会場で配布します。

入選(10名)された方には、記念品を贈呈します。

※表彰は行いません。



川柳とは。。

季語や、切れ字は特にこだわりがなく5.7.5の17音で作ります。

【作品例】 車椅子 段差の時は 手をかして
注意はね まわりくどいと わからない
白い犬 お父さんとは つゆ知らず

聴覚障害の為、某携帯電話のCMの白い犬がお父さんということを教えてもらって初めて知りました。

【問い合わせ先】 社会福祉法人山梨県障害者福祉協会 志村
〒400-0005 甲府市北新1-2-12 福祉プラザ1階
電話 055-252-0100 FAX 055-251-3344
メール noriko@sanshoukyou.net

一筆の主張

応募種目	川柳 ・ 詩
本名（ふりがな）	
公表氏名（希望者のみ）	
連絡先 住所・電話番号	〒 電話
障害名（必ずご記入ください）	

～ 川柳・詩 ～

応募期間：平成30年10月1日～11月15日まで

応募方法：郵送・ファックス・メール・電話※

住所 〒400-0005 甲府市北新1-2-12

電話 055-252-0100（※視覚障害の方のみ）

FAX 055-251-3344

MAIL noriko@sanshoukyou.net

※この応募用紙以外でも応募できます。（様式は問いません）